

## 愛知学院大学人間文化研究所規程

(名称)

第一条 本研究所は、愛知学院大学人間文化研究所と称する。

(所在)

第二条 本研究所は、これを愛知学院大学文学部に置く。

(目的)

第三条 本研究所は、人間文化に関する総合的な研究を行い、その発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本研究所はその目的達成のために下記の事業を行う。

- 1 人間文化に関する研究・調査・資料収集
- 2 海外との学問的交流
- 3 研究成果の刊行
- 4 講演会・研究会
- 5 その他必要な事業

(機関誌の電子データ公開)

第五条 本研究所の刊行する機関誌等に掲載された論文などの著作について、執筆者は電子データの公開に関わる権利を本研究所または本研究所の依頼する機関に委託するものとする。但し、執筆者本人が利用・公開することを妨げない。

(構成)

第六条 本研究所は、所長・所員および研究事務担当職員をもって構成する。

(所長)

第七条 所長は文学部教授会の議を経て、所員たる文学部教授の中から学長が委嘱する。

所長は本研究所を代表し、研究所および事務全般を統轄する。

(運営委員)

第八条 所長は文学部教授会の議を経て、五学科より運営委員若干名を委嘱する。

運営委員は所長の職務を補佐する。

(所長・運営委員の任期)

第九条 所長及び運営委員の任期は二年とする。ただし、研究遂行上特に必要と認められる場合は、文学部教授会の議を経て、任期を延長することができる。

(所員)

第十条 本研究所の所員は、文学部専任教員全員をもってあてる。

(嘱託研究員)

第十一条 本研究所に研究の必要上、文学部専任教員以外の嘱託研究員を置くことができる。

嘱託研究員は、第十二条に定める運営委員会の議を経て所長が委嘱する。嘱託研究員の任期は一年とするが、運営委員会の議を経て更新することができる。

(運営委員会)

第十二条 運営委員会は、所長と運営委員をもって構成する。運営委員会は所長が議長となる。

(予算・決算)

第十三条 本研究所の研究費・運営費は、愛知学院大学の年間予算その他をもってあてる。

(規程の改正)

第十四条 本規程の改正は、文学部教授会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

附 則

本規程は、昭和五十六年七月十日より施行する。  
本規程は、昭和六十一年四月一日より施行する。  
本規程は、昭和六十三年四月一日より施行する。  
本規程は、平成十一年二月十二日より施行する。  
本規程は、平成十五年四月一日より施行する。